

第7号の2様式及び第7号の2様式別表1から別表7まで記載の手引

欄 等	記 載 の し か た	留 意 事 項
第七号の二様式（その一）	1 用途等 この明細書は、外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。	
2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3 「政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、同項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）の所在する都道府県が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の1を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
4 「当期の控除対象外国税額①」	内国法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の1の欄の金額を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の2）の1の欄の金額を記載します。	
5 「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6 「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
7 「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8 「⑨又は当初申告税額控除額⑩」	(1) (2)に規定する場合（(3)に規定するときを含みます。）以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑩」を抹消します。 (2) 通算法人の適用事業年度について法第53条第39項の規定の適用を受ける場合（(3)に規定するときを除きます。）には、「⑨又は」を抹消します。 (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項（第1号及び第3号に係る部分に限ります。）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき⑩の欄の金額として計算される金額を記載します。	
9 「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」	(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えること	

	<p>となったため控除することができなかった額がある場合に記載します。なお、各欄の上段は政令第9条の7第19項又は地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令（以下「令和2年旧政令」といいます。）第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(2) ⑮の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等（合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第20項又は令和2年旧政令第9条の7第21項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表5（その1）の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等（分割法人又は現物出資法人をいいます。以下同じです。）とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第27項又は令和2年旧政令第9条の7第28項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあつては、第7号の2様式別表6（その1）の⑤の欄の金額</p>	
<p>10「各道府県ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人にあつては、法人税額の課税標準の算定期間（以下この記載の手引中において「算定期間」といいます。）の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人にあつては、第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) 都道府県ごとの⑮の欄の計算は⑩、⑪及び⑫の各欄の金額の合計額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>(3) ⑯の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分又は連結事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載します。</p> <p>また、道府県内に恒久的施設を有する外国法人の⑱の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p>	
<p>第七号の二様式</p>	<p>1 用途等</p> <p>(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が外国において課された外国の法人税等の額を法人税割額から控除しようとする場合に記載し、東京都に提出する第6号様式、第6号様式（その2）若しくは第6号様式（その3）の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式（その1）に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) ⑧から⑮までの各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に</p>	

(その二)

	市町村民税相当分を記載します。	
2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
3「政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人及び市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、これらの額を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人とは、事務所等の所在する市町村が実際に採用する税率に相当する割合を用いて計算する法人をいい、同項本文の規定により計算する法人とは、100分の6を用いて計算する法人をいいます。以下同じです。
4「当期の控除対象外国税額①」	内国法人にあつては法人税の明細書(別表6(2))の1の欄の金額を、外国法人にあつては法人税の明細書(別表6の2)の1の欄の金額を記載します。	
5「前3年以内の控除限度額を超える外国税額②」	前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において課された外国税額のうち、前期までに法人税、地方法人税、道府県民税の法人税割及び市町村民税の法人税割の額から控除されなかった部分の額を記載します。	
6「国税の控除限度額④」	次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額以下の場合 同表の①の欄の金額 (2) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額以下の場合 同表の⑥の欄の金額 (3) 第7号の2様式別表1の⑥の欄の金額が、同表の①の欄の金額と同表の②の欄の金額の合計額を超える場合 当該合計額	
7「道府県民税の控除限度額⑥」	道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の1を乗じて計算した金額を記載し、道府県民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
8「市町村民税の控除限度額⑦」	市町村民税の控除限度額を政令第48条の13第7項本文の規定により計算する法人は、法人税の控除限度額に100分の6を乗じて計算した金額を記載し、市町村民税の控除限度額を同項ただし書の規定により計算する法人は、第20号の4様式別表2の⑦の欄の金額を記載します。	
9「⑩又は当初申告税額控除額⑪」	(1) (2)に規定する場合(③に規定するときを含みます。)以外の場合には、「又は当初申告税額控除額⑪」を抹消します。 (2) 通算法人の適用事業年度について法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受ける場合(③に規定するときを除きます。)には、「⑩又は」を抹消します。 (3) 既に通算法人の適用事業年度について法第53条第40項(第1号及び第3号に係る部分に限ります。)及び第321条の8第40項(第1号及び第3号に係る部分に限ります。)の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該適用事業年度につき法第53条第39項及び第321条の8第39項の規定の適用を受けるときは、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいものに基づき⑩の欄の金額として計算される金額を記載します。	
10「当期分として算定した法人税割額⑬」	⑩若しくは⑬の各欄の金額又は第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の⑦の欄の金額から特定寄附金税額控除額(第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の⑧の欄の金額)を控除し、税額控除超過	東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人(他の道府県に事務所等を有する法人を除きます。)の特別

	<p>額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載します。</p>	<p>区分の都民税法人税割額は次の金額を記載します。</p> <p>(1) 道府県民税相当分（上段） 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑳の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の⑨（イ）の欄の金額を加算し、第7号様式（その2）の⑨の上段の欄の金額を控除した金額</p> <p>(2) 市町村民税相当分（下段） 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(1)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑳の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の⑨（ロ）の欄の金額を加算し、第7号様式（その2）の⑨の下段の欄の金額を控除した金額</p> <p>(3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>
<p>11 「前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>(1) 前3年以内の各事業年度又は各連結事業年度において道府県民税及び市町村民税の法人税割額から控除することができる外国税額が当該各事業年度又は各連結事業年度の法人税割額を超えることとなったため控除することができなかった額がある場合に記載します。</p> <p>(2) 「道府県民税」の各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(3) 「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(4) 「当期分」の欄は、「⑩又は当初申告税額控除額⑪」の欄の金額のうち、当期において「当期分として算定した法人税割額⑫」の欄の金額から控除できない金額があるとき、当該控除できない金額を記載します。</p> <p>(5) 「翌期繰越額計」の欄は、前3年以内の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額の「計」及び「当期分」の欄の翌期繰越額の合計額を記載します。</p>	

	<p>(6) ⑯の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この申告書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項又は令和2年旧政令第9条の7第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表5（その2）の⑦の欄の金額</p> <p>(ロ) この申告書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第27項及び第48条の13第28項又は令和2年旧政令第9条の7第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表6（その2）の⑤の欄の金額</p>	
<p>12「各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額及び税額控除不足額相当額の明細」</p>	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第6項及び第48条の13第7項の規定により計算する法人にあっては、算定期間の末日現在の従業者の数を記載し、道府県民税及び市町村民税の控除限度額を政令第9条の7第6項及び第48条の13第7項の規定により計算する法人は、第7号の2様式別表2の⑧の欄及び第20号の4様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(2) ⑱及び⑳各欄の計算は、⑪、⑫及び⑬各欄の金額の合計額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した外国税額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の控除すべき外国税額は、⑪、⑫及び⑬各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の控除すべき外国税額の合算額（⑳及び㉑各欄の金額の合計額）を控除した額となります。</p> <p>(3) ㉒の欄は、各都道府県ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑦の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑧の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑨の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第6号様式、第6号様式（その2）又は第6号様式（その3）の⑩の欄の金額）を控除した金額を記載します。</p> <p>また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の㉓の欄は、第6号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除した金額を記載してください。</p> <p>(4) ㉔の欄は、各市町村ごとに算定した当該事業年度分の法人税割額（第20号様式の⑤の税額の欄又は同様式の⑥の税額の欄に記載すべき法人税割額で100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から特定寄附金税額控除額（第20号様式の⑦の欄の金額）を控除し、税額控除超過額相当額の加算額（第20号様式の⑧の欄の金額）を加算し、外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額（第20号様式の⑨の欄の金額）を控除した金額を記載します。</p> <p>また、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人の㉕の欄は、第20号様式別表1の2の⑥の欄の金額（100円未満の端数を切り捨てる前の金額）から同表の⑦の欄の金額を控除し</p>	<p>東京都の特別区に事務所等を有する法人の特別区の㉖の欄、㉗の欄及び特別区以外の㉘の欄には次の金額を記載します。</p> <p>(1) 東京都の特別区にのみ事務所等を有する法人（他の道府県に事務所等を有する法人に限りません。）</p> <p>(イ) 特別区分の㉙の欄 特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉙の欄の金額に40分の5.7を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の㉙の欄の金額を加算し、第7号様式（その2）の特別区分の㉚の欄の金額を控除した金額</p> <p>(ロ) 特別区分の㉛の欄 東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の㉙の欄の金額に40分の34.3を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7（その2）の特別区分の㉛の欄の金額を加算し、第7号様式（その2）の特別区分の㉜の欄の金額を控除した金額</p> <p>(2) 特別区と東京都の市町村の両方に事務所等を有</p>

た金額を記載してください。

する法人

(イ) 特別区分の㉔の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額  
(同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑲の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の5.7の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の⑩の欄の金額を加算し、第7号様式(その2)の特別区分の⑫の欄の金額を控除した金額 第7号の3様式の㉔の欄の金額×同様式の⑮の欄の金額÷(同様式の⑮の欄の金額+同様式の⑰の欄の金額)

(ロ) 特別区分の㉕の欄

東京都が課する都民税の法人税割の税率に相当する割合から(イ)に規定する割合を控除した割合により算定した市町村民税の法人税割相当額から第7号の3様式の⑮の欄の金額  
(同様式の⑬の欄の金額が同様式の⑲の欄の金額を超える場合には次の式により計算した金額)に40分の34.3の割合を乗じた金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区分の⑪の欄の金額を加算し、第7号様式(その2)の特別区分の⑮の欄の金額を控除した金額 第7号の3様式の㉕の欄の金額×同様式の⑮の欄の金額÷(同様式の⑮の欄の金額+同様式の⑰の欄の金額)

(ハ) 特別区以外分の㉖の欄

特別区の存する区域以外の区域において東京都が課する都民税の法人税割の税率に相

			<p>当する割合により算定した道府県民税の法人税割相当額から、次の式により計算した金額を控除し、第7号の2様式別表7(その2)の特別区以外分の⑩の欄のうち東京都分を金額を加算し、第7号様式(その2)の特別区以外分の⑫の欄のうち東京都分を金額を控除した金額</p> <p>第7号の3様式の⑳の欄の金額 - ((イ)において道府県民税の法人税割相当額から控除する金額 + (ロ)において市町村民税の法人税割相当額から控除する金額)</p> <p>(3) (1)及び(2)の計算の過程において1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>
別表一	1 用途等	<p>(1) この明細書は、第7号の2様式の明細書に添付してください。</p> <p>(2) この明細書の各欄に記載する金額は、第7号の2様式の明細書及び法人税の明細書(別表6(3))の各欄に記載する金額とおおむね一致しますから、これらの明細書に記載したところに準じて記載します。</p>	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「前3年以内の控除余裕額又は控除限度額を超える外国税額の明細」	<p>(1) 「控除余裕額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第8項又は令和2年旧政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑪の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑤の欄の金額</p> <p>(2) 「控除限度額を超える外国税額」欄の「前期からの繰越額」の欄は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(イ) この明細書を提出する法人を合併法人等とする適格合併等が行われた場合 政令第9条の7第8項又は令和2年旧政令第9条の7第9項の規定の適用があるときの当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表3の⑬の欄の金額</p> <p>(ロ) この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合 政令第9条の7第17項又は令和2年旧政令第9条の7第18項の規定の適用があるときの当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第7号の2様式別表4の⑩の欄の金額</p>	

別表二	1 用途等	この明細書は、道府県民税の控除限度額を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する場合に記載し、第7号の2様式の明細書に添付してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「法人税の控除限度額①」	内国法人にあつては法人税の明細書（別表6(2)）の17の欄の金額を、外国法人にあつては法人税の明細書（別表6の2）の11の欄の金額を記載します。	
	4 「従業者数②」	算定期間の末日現在の従業者の数を各都道府県ごとに記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の都の区域に事務所等を有する法人にあつては、特別区の存する区域の事務所等の従業者数と当該区域以外の都の区域の事務所等の従業者数とに区分して記載します。	
	5 「②で按分した法人税の控除限度額④」	①の欄の金額を従業者数の③の欄の総従業者数で除して1人当たりの金額（当該除して得た数値に小数点以下の数値があるときは、当該小数点以下の数値のうち当該従業者数の総数のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値を記載します。）を算出し、当該1人当たりの金額に②の欄の各都道府県ごとの従業者の数を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。	
	6 「税率⑤」	当事業年度分に適用される各都道府県ごとの道府県民税の法人税割の税率を記載します。この場合において、特別区の存する区域と当該区域以外の区域に事務所等を有する法人にあつては、特別区の存する区域の従業者数に対応する欄には、当該区域以外の都の区域において課する都民税の法人税割の税率を記載します。	
	7 「道府県民税の控除限度額⑥」	各都道府県ごとの④の欄の金額に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た金額を記載します。この場合において、当該乗じて得た金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた金額を記載します。	
	8 「補正後の従業者数⑧」	各都道府県ごとの②の欄の従業者数に各都道府県ごとの⑤の欄の税率を乗じて得た数を100分の1で除して得た従業者数を記載します。この場合において、当該除して得た従業者数に1人に満たない端数があるときは、その端数を切り捨てて記載します。	
別表三	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第8項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。	
	2 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3 「被合併法人等の控除余裕額①」	次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等（分割承継法人又は被現物出資法人をいいます。以下この記載の手引において同じです。）とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額	
	4 「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は所得税法等の一部を改正する法律（令	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。



	<p>和2年法律第8号。以下「令和2年所得税法等改正法」といいます。）第3条の規定（令和2年所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限りです。）による改正前の法人税法（以下「令和2年旧法人税法」といいます。）第69条若しくは令和2年所得税法等改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額</p> <p>(2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の11の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 法人税の明細書（別表6の2）の10の欄の金額</p>		
5「当該法人の控除余裕額とみなされる金額④」	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。</p>		
6「被合併法人等の控除限度額を超える外国税額⑤」	<p>次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額</p>		
7「分割法人等の外国の法人税等の額⑥」	⑤の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の分割法人等の法人税の明細書（別表6(2の2)）の21の欄の金額を記載します。		
8「当該法人の控除限度額を超える外国税額とみなされる金額⑧」	<p>(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は⑤×⑦/⑥」を抹消します。</p> <p>(2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「⑤又は」を抹消します。</p>		
別表四	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第17項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式別表1に併せて提出してください。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除余裕額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除余裕額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	4「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6(2)）の16の欄の金額</p> <p>(2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の11の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 法人税の明細書（別表6の2）の10の欄の金額</p>	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除限度額を	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が	

	超える外国税額⑥」	行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式別表1の「控除限度額を超える外国税額」欄の「翌期繰越額」の欄の金額を記載します。	
	6「当該法人の外国の法人税等の額⑦」	⑥の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書（別表6(2)の2)の21の欄の金額を記載します。	
別表五（その一）	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第20項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式（その1）の明細書に添付してください。 なお、①及び④から⑦までの各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の⑩の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式（その1）の⑩の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書（別表6(2)の16の欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書（別表6の2(2)附表）の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書（別表6の2）の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。
	5「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額とみなされる金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別表五（その二）	1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第9条の7第20項及び第48条の13第21項の規定の適用を受ける場合に記載し、第7号の2様式（その2）の明細書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式別表5（その1）に代えて使用して差し支えありません。 (2) この明細書の①及び④から⑦までの各欄は、次のとおり記載します。 (イ) 「道府県民税」の各欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。 (ロ) 「市町村民税」の各欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規	

		定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し ます。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明 細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人 課税信託の名称を併記します。	
	3「被合併法人等の控除未済 外国税額及び控除未済税額 控除不足額相当額①」	次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める金額を記載しま す。 (1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行 われた場合 当該適格合併に係る被合併法人の当該適格合併 の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2 様式(その2)の⑱の欄の金額 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分 割等が行われた場合 当該適格分割等に係る分割法人等の当 該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の 日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様 式(その2)の⑱の欄の金額	
	4「分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外所 得金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記 載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しく は第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令 和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の 適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の16の 欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68 条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法 人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の2)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業 年度又は連結事業年度の法 人税の明細書の金額を記載 します。
	5「当該法人の控除未済外国 税額及び控除未済税額控除 不足額相当額とみなされる 金額④」	(1) この明細書を提出する法人を合併法人とする適格合併が行 われた場合には、「又は①×③/②」を抹消します。 (2) この明細書を提出する法人を分割承継法人等とする適格分 割等が行われた場合には、「①又は」を抹消します。	
別 表 六 ( そ の 一 )	1 用途等	この明細書は、政令第9条の7第27項の規定の適用を受ける 場合に記載し、第7号の2様式(その1)の明細書に添付して ください。 なお、①、④及び⑤の各欄の上段は政令第9条の7第19項又 は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法 人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の 規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未 済税額控除不足額相当額について記載します。	
	2「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明 細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人 課税信託の名称を併記します。	
	3「当該法人の控除未済外国 税額及び控除未済税額控除 不足額相当額①」	この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が 行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事 業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は 連結事業年度の第7号の2様式(その1)の⑲の欄の金額を記 載します。	
	4「当該法人の調整国外所得 金額又は個別調整国外所得 金額②」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記 載します。 (1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しく は第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令 和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の 適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2))の16の 欄の金額 (2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68 条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法 人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額 (3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の2)の10の欄の金額	①の欄の金額に係る事業 年度又は連結事業年度の法 人税の明細書の金額を記載 します。
別	1 用途等	(1) この明細書は、東京都内に事務所等を有する法人が政令第 9条の7第27項及び第48条の13第28項の規定の適用を受ける	

<p>表六 (その二)</p>	<p>場合に記載し、第7号の2様式(その2)の明細書に添付してください。なお、この明細書は、第7号の2様式別表6(その1)に代えて使用して差し支えありません。</p> <p>(2) この明細書の①、④及び⑤の各欄は、次のとおり記載します。</p> <p>(イ) 「道府県民税」の欄の上段は政令第9条の7第19項又は令和2年旧政令第9条の7第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第9条の7の2第1項の規定による読替え後の政令第9条の7第19項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p> <p>(ロ) 「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第20項又は令和2年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の2第1項の規定による読替え後の政令第48条の13第20項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載します。</p>	
<p>2「法人名」</p>	<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第7号の2様式の明細書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	
<p>3「当該法人の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額①」</p>	<p>この明細書を提出する法人を分割法人等とする適格分割等が行われた場合には、当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日の前日の属する事業年度又は連結事業年度の第7号の2様式(その2)の⑩の欄の金額を記載します。</p>	
<p>4「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額②」</p>	<p>次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。</p> <p>(1) 法人税法第69条若しくは租税特別措置法第66条の7若しくは第66条の9の3又は令和2年旧法人税法第69条若しくは令和2年旧措置法第66条の7若しくは第66条の9の3の規定の適用を受ける内国法人 法人税の明細書(別表6(2)の16の欄の金額</p> <p>(2) 令和2年旧法人税法第81条の15又は令和2年旧措置法第68条の91若しくは第68条の93の3の規定の適用を受ける連結法人 法人税の明細書(別表6の2(2)付表)の11の欄の金額</p> <p>(3) 外国法人 法人税の明細書(別表6の2)の10の欄の金額</p>	<p>①の欄の金額に係る事業年度又は連結事業年度の法人税の明細書の金額を記載します。</p>
<p>別表七 (その一)</p> <p>1 用途等</p>	<p>この明細書は、通算法人(通算法人であった法人を含みます。以下同じです。)が法第53条第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書、第7号の2様式(その1)の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付してください。</p> <p>この明細書には、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した同様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付してください。</p>	
<p>2「法人名」</p>	<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書、第7号の2様式(その1)の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	
<p>3「税額控除不足額相当額⑤一①又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」</p>	<p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項の規定の適用を受ける場合(②に規定する既に修正申告等があった場合を除きます。)には、「(⑤一①)又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき同条第44項の規定の適用を受けるとき(以下別表7(その1)記載の手引において「既に修正申告等があった場合」といいます。)は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの(以下別表7(その</p>	

		<p>1)記載の手引において「直近修正申告書等」といいます。)に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。</p>	
	4「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」	<p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項の規定の適用を受ける場合(既に修正申告等があった場合を除きます。)には、「(①-⑤)又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。</p>	
	5「各道府県ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」	<p>2以上の都道府県に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(2) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書の規定により計算する法人にあつては第7号の2様式別表2の⑧の欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(3) 都道府県ごとの⑩の欄の計算は⑨の欄の金額を各都道府県ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p>	
別表七(その二)	1 用途等	<p>この明細書は、通算法人が法第53条第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。)及び第321の8第42項又は第43項(これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含みます。)の規定の適用を受ける場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書、第7号の2様式(その2)の明細書又は第10号の3様式の更正請求書の明細書に添付してください。</p> <p>なお、この明細書中、2段書きとされている各欄は、上段に道府県民税相当分、下段に市町村民税相当分を記載します。</p> <p>この明細書には、過去適用事業年度の過去当初申告税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式(その2)及び同様式別表1から別表6(その2)までの明細書又は第7号の2様式(その1)及び同様式別表1から別表6(その1)まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書並びに過去適用事業年度の税額控除額の控除に関する事項を記載した第7号の2様式(その2)及び同様式別表1から別表6(その2)までの明細書又は第7号の2様式(その1)及び同様式別表1から別表6(その1)まで並びに第20号の4様式及び同様式別表1から別表6までの明細書を添付してください。</p>	
	2「法人名」	<p>法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この明細書を第6号様式、第6号様式(その2)若しくは第6号様式(その3)の申告書、第7号の2様式(その2)の明細書又は第10号の3様式の更正請求書に添付する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。</p>	
	3「税額控除不足額相当額(⑤-①)又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」	<p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合(②に規定する既に修正申告等があった場合を除きます。)には、「(⑤-①)又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項及び</p>	

	<p>第321条の8第45項の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受けるとき（以下別表7（その2）記載の手引において「既に修正申告等があった場合」といいます。）は、当該修正申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（以下別表7（その2）記載の手引において「直近修正申告書等」といいます。）に基づき⑥の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。</p>	
<p>4「税額控除超過額相当額(①-⑤)又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」</p>	<p>(1) 通算法人の対象事業年度について法第53条第44項及び第321条の8第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除きます。）には、「(①-⑤)又は」を抹消します。</p> <p>(2) 既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき⑦の欄の金額として計算される金額を記載します。</p> <p>(3) (1)の場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消します。</p>	
<p>5「各都道府県・市町村ごとに加算する税額控除超過額相当額の明細」</p>	<p>2以上の都道府県及び市町村に事務所等を有する法人が次のように記載します。</p> <p>(1) 「政令第9条の7第6項ただし書の規定の適用の有無」及び「政令第48条の13第7項ただし書の規定の適用の有無」の各欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書及び第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては「有」を、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては「無」を○印で囲んで表示します。</p> <p>(2) 「従業者数又は補正後の従業者数」の欄は、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項本文及び第48条の13第7項本文の規定により計算する法人にあつては法人税額の課税標準の算定期間の末日現在の従業者数を記載し、道府県民税及び市町村民税の従業者数を政令第9条の7第6項ただし書及び第48条の13第7項ただし書の規定により計算する法人にあつては第7号の2様式別表2の⑧及び第20号の4様式別表2の⑧の各欄の補正後の従業者数を記載します。</p> <p>(3) 都道府県ごとの⑩及び⑪の各欄の計算は⑨の(イ)及び(ロ)の各欄の金額を各都道府県及び各市町村ごとの従業者数又は補正後の従業者数により按分して行います。この場合において、当該算定した税額控除超過額相当額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額を記載します。</p> <p>ただし、特別区に事務所等を有する法人の特別区分の道府県民税及び市町村民税の加算すべき税額控除超過額相当額は、⑨の(イ)及び(ロ)の各欄の金額の合計額から、特別区以外の各都道府県及び特別区以外の各市町村の加算すべき税額控除超過額相当額の合算額（⑫及び⑬の各欄の金額の合計額）を控除した額となります。</p>	